

地域における公益的な取り組み に関する6つの計画

福智町社会福祉法人地域公益活動連携協議会

地域における公益的な取り組み

1 地域交流活動提供事業（事業 NO.1 参照）

内容：各施設で行う行事を孤立しがちな単身世帯や引きこもり世帯を中心とした地域住民の交流活動の場として提供する。

交流活動の場として提供する社福連全体の施設行事カレンダー（時間・場所・内容も記載）を作成し、地域住民に周知して、交流の場として活用していただく事業。

2 地域に身近な福祉相談窓口連携事業（事業 NO.2 参照）

内容：各施設に相談窓口を設置し、生活困窮者や認知症など地域の要支援者の相談又はその要支援者への支援について相談を受けるとともに相談内容に応じて他施設や関係機関へつなげる事業。連携協議会を中心とした相談支援ネットワークを構築する。

3 要支援者サポーター育成事業（事業 NO.3 参照）

内容：地域における要支援者（認知症、障害者、精神障害者など）を地域でサポートする人材を育成するための研修会を開催する。それぞれの状況に対応できる（又は理解する）サポーターの養成を行う事業。

4 子ども学習支援事業（事業 NO.4 参照）

内容：ひとり親家庭や閉じこもり傾向にある児童を施設の一室を利用し、施設職員による学習支援を行う。対応に関しては、実施施設へ他の施設職員が協力支援する。

また将来は、夕食（軽食）の提供を行う子ども食堂としての機能を合わせ持った事業として展開することも検討する。

5 災害時要援護者等支援事業（事業 NO.5 参照）

内容：災害時に避難所として活用する計画を福智町と協定し、緊急避難場所としての役割と災害時における被災住民の日常生活の継続を担保するための非常食の提供や日用品（ストック分：おむつ、トイレットペーパー）の配布などを行う。

6 地域パトロール推進事業（事業 NO.6 参照）

内容：会員の施設職員がチームを組んで定期的にハイリスクの一人暮らしの高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに対して、定期的な訪問を行い安否の確認や情報提供・相談を行う。

事業 NO. 1

地域交流活動提供事業

目的：地域におけるご近所力が低下してきている今日、地域のつながりの再生がこれからの地域づくりの大きな課題になっています。地域に存在する施設において、各施設で行う行事を地域のつながりの再生の機会として捉え、特につながりの薄い孤立しがちな単身世帯や引きこもり世帯を中心とした地域住民に交流の場として提供し、地域住民や利用者の絆の醸成を図ることを目的に実施します。

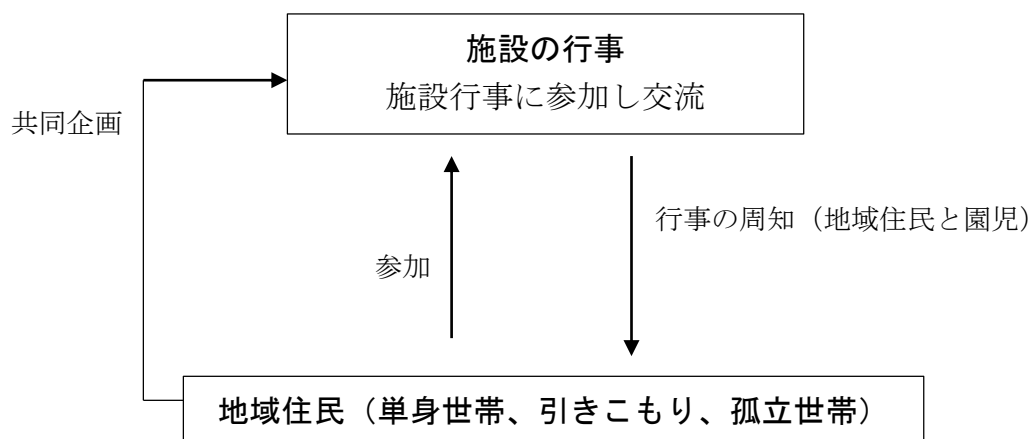
内容：①各施設で行う行事を地域住民の交流活動の場として提供する。

②交流活動の場として提供する施設行事カレンダー（時間・場所・内容も記載）を作成し、地域住民に周知し参加していただく。（全施設の年間の提供イベント掲載）

③イベントを通じて普段では味わえない雰囲気の中で地域住民のつながりを深めてもらう仕掛けを行う。

例）保育園における餅つき大会での地域交流活動

- ・地域住民も参加できる餅つき大会とし、園児と地域住民が交わり、競い合うプログラムを計画する。
- ・併せて地域の方々が交わりの持てるような仕掛けをする。
- ・できれば企画段階から地域住民が関わっていただく。
- ・一人暮らしや引きこもり、孤立化した世帯への参加を地域の方と園児が案内をもって参加を促していく。可能であれば、当日迎えに行く。



公益的な取り組みアンケート調査結果

1 地域交流活動提供事業			
事業取り組みランク	集計	取り組みの方向性	
1	当法人及び施設で 取り組みが可能	4	施設を交流の場として地域に開放することは、地域との共生を行う上で重要である。各施設で交流の場として提供可能な行事があれば届け出ていただき、社福連の年間行事カレンダーを作成し住民へ全戸配布を行う。また、適宜情報紙等を発行し行事の開催をお知らせする。
2	他法人又は他施設 と連携すれば取り 組みが可能	7	
3	協力程度なら可能	6	
4	取り組みは難しい	5	

事業の開始予定

平成 30 年 4 月 2 日

実施スケジュール

期 日	実 施 内 容
平成 29 年 11 月	ワーキングチームの結成
平成 29 年 12 月	施設で地域住民（特に単身世帯や、引きこもり世帯）の交流の場として、提供可能な事業のアンケート調査を行う。（別紙調査票）
平成 30 年 3 月	アンケート調査の中で提供可能とされた事業を精査し登録する。（各施設の事業における対象エリアの設定）
平成 30 年 4 月	各施設で登録された事業を社福連の年間行事カレンダーとして作成する。
平成 30 年 5 月～	作成したカレンダーを住民へ全戸配布する。 社会福祉協議会「きずな」等で毎月の提供行事を周知する。

事業 NO. 2

地域に身近な福祉相談窓口連携事業

目的：それぞれ人は大小悩みを抱えており、その解決の糸口を見いだせず自殺に追い込まれた例も少なくありません。全国の自殺者の数は交通事故の死亡者（平成 27 年度 4,100 人）の 6 倍の 24,025 人であり、この数からも深刻さがうかがえます。地域に点在する施設に地域に身近な相談窓口を設置し、生活困窮者や認知症など地域の要支援者の相談又はその要支援者への支援について相談を受けるとともに、ゲートキーパーとしての役割を担も担います。また、相談内容に応じて他施設や関係機関へつなげるために、連携協議会を中心とした相談支援ネットワークの構築を図っていきます。

- 内容：**
- ①各施設に「地域に身近な福祉相談窓口」を設置する。その対応については各施設の職員により対応する。
 - ②相談を受けた内容により、他施設や関係機関につなげる。（一次的相談窓口機能）
 - ③適切なつながりがスムーズにできるように、連携協議会を中心とした相談支援ネットワークを構築する。

例) 認知症が疑われる一人暮らし高齢者への対応の相談

【近所の方からの相談】

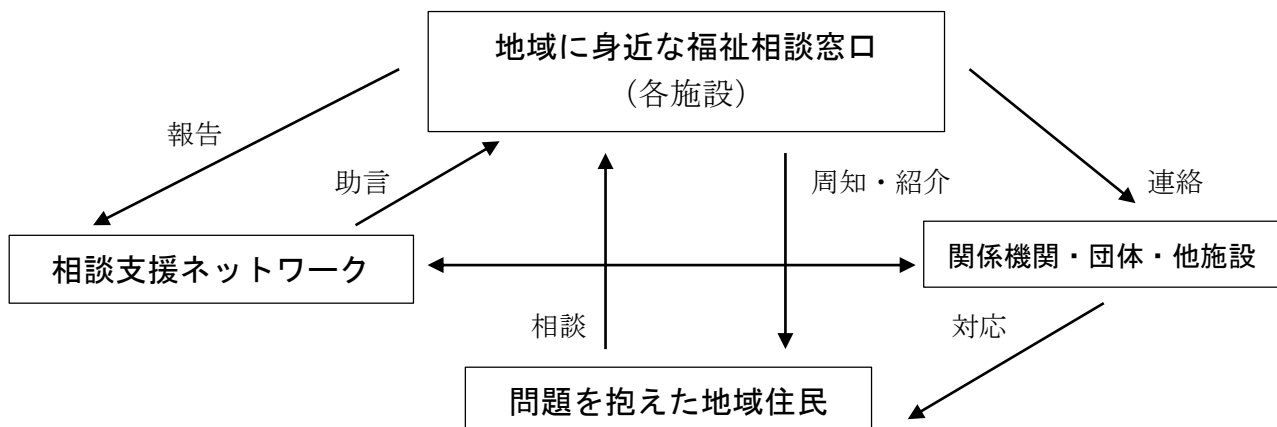
地域の一人暮らしの高齢者の方で最近違う曜日にごみ出しをしたり、鍋を焦がしたような焦げ臭いにおいがする時がある。少し認知症が出てきているのではないかと。近所としては心配である。どのような対応をすればよいのか。

【対応】

地域包括支援センターに連絡。在介職員が調査目的で状況確認。遠方の家族の方に状況を報告。介護保険の申請を理由に病院への受診。介護認定調査。

要支援 2 の判定。ケアプランの作成によりデイサービスとヘルパー訪問。

近隣の方の見守り支援とガス器具から IH 器具へ（家族）などの対応。



公益的な取り組みアンケート調査結果

2 地域に身近な福祉相談窓口連携事業

事業取り組みランク		集計	取り組みの方向性
1	当法人及び施設で 取り組みが可能	5	どこに相談に行けばよいか分からない人を中心に施設が身近な相談窓口となる。ワンストップの解決型の窓口ではなく、相談の入り口として相談内容によりの確につなぐ役割を担う。そのための「つなぎ帳」を作成し活用しながら、相談支援を行う。
2	他法人又は他施設 と連携すれば取り 組みが可能	9	
3	協力程度なら可能	1	
4	取り組みは難しい	8	

事業の開始予定

平成 30 年 4 月 2 日

実施スケジュール

期 日	実 施 内 容
平成 29 年 11 月	ワーキングチームの結成 相談窓口の設置可能な施設の打ち合わせ会議 (施設間の相談体制ネットワークの構築)
平成 30 年 2 月	↓
	相談内容を的確につなぐための「つなぎ帳」の作成
	↓
平成 30 年 4 月～	相談窓口設置の住民への広報 「つなぎ帳」の活用

事業 NO. 3

要支援者サポーター養成事業

目的：今、認知症の方や身体障害者の方また精神障害者の方などの要支援者が地域において普通に暮らせる社会が求められ、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂：要支援者を地域からはじき出すのではなく地域で包含しそれが当たり前である社会）による取り組みの重要性が叫ばれています。そのためには、地域で要支援者を支える又は理解するサポーターを多く作り出すことが必要です。そのサポーターの養成を地域ごとに進め支援していきます。

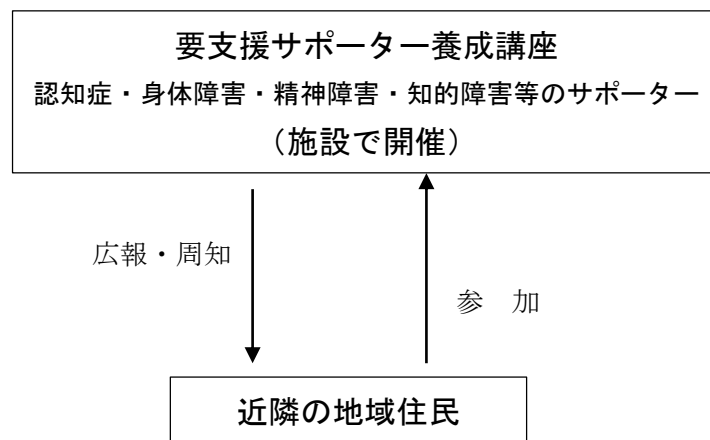
内容：①地域における要支援者（認知症、身体障害者、精神障害者など）を地域でサポートする体制を作り出すために、それぞれの状況に対応できる（又は理解する）サポーターの養成研修会を地域において実施する。

②サポーター養成事業の年間計画を立て、実施施設や実施日の設定、各施設からの職員による講師候補や企画職員、進行役職員などの役割分担を行い計画化し実行する。

③広報活動や各施設の近隣の地域住民に声掛けし参加を促し実施する。
町内地域満遍なく開催できるよう計画する。

例）老人保健施設での要支援サポーター養成講座の開催

- ・年間計画による実施計画に沿って老人保健施設で要支援サポーター養成講座を実施。
- ・施設の近隣地区の区長と住民に周知。
- ・各施設職員で役割分担を行い、カリキュラムを進めていく。
- ・修了者には終了証を交付（ブルーリング配布）



公益的な取り組みアンケート調査結果

3 要支援サポーター養成事業

事業取り組みランク		集計	取り組みの方向性
1	当法人及び施設で取り組みが可能	3	地域の要支援者等への理解を高めるためにも計画的に実施が望まれる。この養成事業を施設が協力して実施することにより、施設の専門性を地域に還元し地域の福祉力を高めていくことができる。11施設で協力以上が可能のため、社協が中心となって養成研修計画を作成し、施設の協力と役割分担を行う。（ブルーリングの普及啓発）
2	他法人又は他施設と連携すれば取り組みが可能	2	
3	協力程度なら可能	6	
4	取り組みは難しい	9	

事業の開始予定

平成 30 年 10 月 1 日

実施スケジュール

期 日	実 施 内 容
平成 30 年 4 月	ワーキングチームの結成 要支援サポーター養成研修計画の作成（社協）
	↓
平成 30 年 7 月	協力施設に要支援サポーター養成研修計画の提示
平成 30 年 8 月	協力可能施設の募集・打ち合わせ
平成 30 年 10 月	住民へ広報
平成 30 年 11 月～	認知症・障害の養成研修会を順次開催

事業 NO. 4

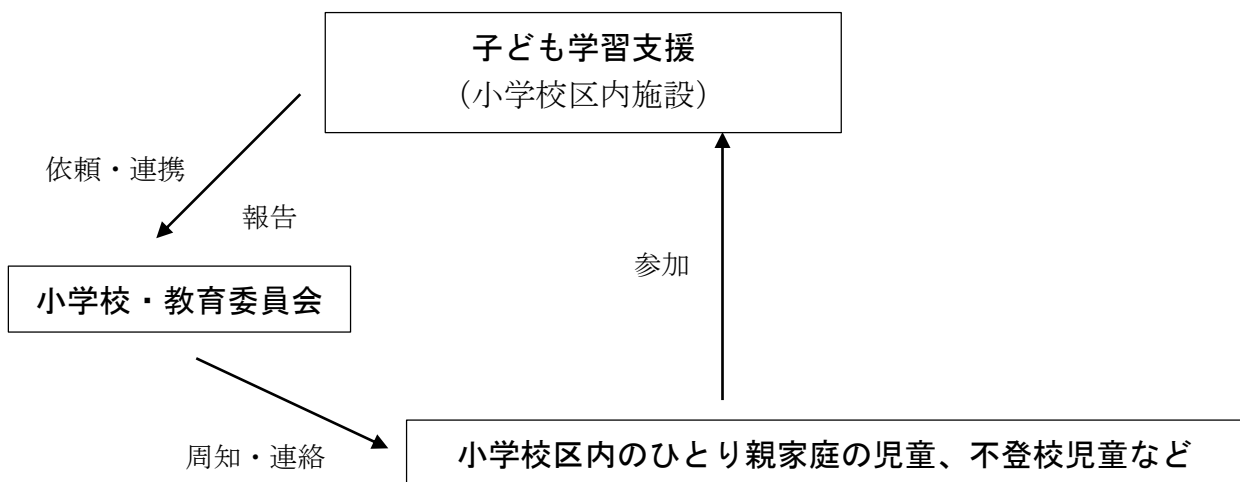
子ども学習支援事業

目的：子どもの学力の向上に対する取り組みの中で、特に不登校やひとり親家庭に対する学習機会の確保が課題となっています。筑豊地区は特に他地区に比べ学力が低い傾向にあり、学力社会において将来的なマイナスを背負い込むことにもなりかねません。生活困窮世帯、ひとり親家庭や不登校児を中心に子どもの学習支援を法人の施設内で行い、入所者との交流も行いながら子どもたちの健全な育成を支援してまいります。

内容：①ひとり親家庭や閉じこもり傾向にある児童を施設の一室を利用し、法人職員による学習支援を行う。(開催日及び時間は各施設の状況により決定)
②小学校区で1か所程度設置し、社福連の会員全体で支援する。
③また将来的に可能であれば、夕食(軽食)の提供を行える場合は、子ども食堂としての機能を合わせ持った事業とする。
④なるべく児童が特定されないように配慮し実施する。

例) 上野校区における子ども学習支援

- ・上野小学区近くの施設にてひとり親家庭の児童、不登校児童を対象に子ども学習支援教室を開催する。
- ・学校と連携し参加対象児童へ参加を促していただく。
- ・保護者へのお知らせと利用の周知を行う。
- ・連携協議会の施設職員による学習支援と利用者との交流も試みる。
- ・子ども食堂としての機能も将来的に発展できるように取り組む。



公益的な取り組みアンケート調査結果

4 子ども学習支援事業			
事業取り組みランク		集計	取り組みの方向性
1	当法人及び施設で取り組みが可能	3	取り組みが難しい施設が多いが、事業として今後必要性が高まる事業でもあり、開催可能と回答した福智園（弁城小校区）、第二長寿園（金田小校区）を基幹施設として、他施設の協力により開催が可能かどうか長期的に検証を行う。
2	他法人又は他施設と連携すれば取り組みが可能	1	
3	協力程度なら可能	5	
4	取り組みは難しい	14	

事業の開始予定

平成 32 年 4 月 1 日

実施スケジュール

期 日	実 施 内 容
平成 30 年 4 月	基幹施設（福智園、第二長寿園）と事務局での特別ワーキングチームを結成 実施内容の検討
平成 30 年 5 月	実施計画書の作成
平成 30 年 10 月	↓
平成 31 年 2 月	教育委員会との協議
平成 31 年 5 月	弁城小学校、金田小学校の校長等との協議
平成 31 年 10 月	対象者・曜日を限定した数名での試験的实施
平成 32 年 4 月～	↓
	実施に内容の検証
	事業の開始及び展開

事業 NO. 5

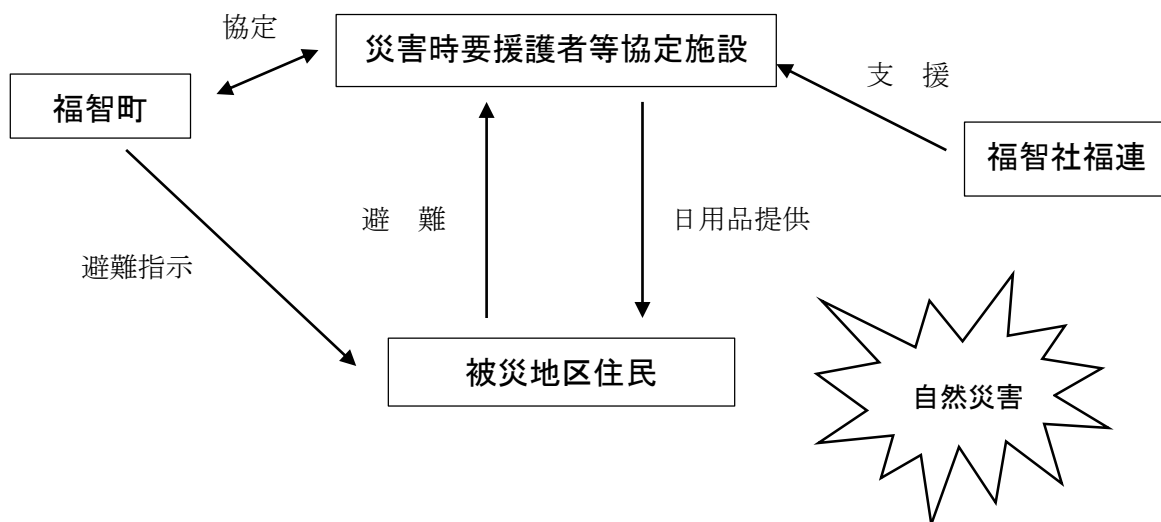
災害時要援護者等支援事業

目的：最近は大規模災害が所かまわず発生しているのが現状です。福智町でも福智山活断層があり、未曾有の大災害が発生しないとも限りません。福智町に点在する各施設の機能を生かし、安全と認められた地域の施設を福智町と協定を結び、近隣の生活避難所として指定し、被災住民の安全と生活の継続について支援を行います。

内容：①災害時に生活避難所として活用する計画を福智町と協定し、緊急避難場所としての役割と災害時における地域住民の日常生活の継続を担保するための非常食の提供や日用品（ストック分：おむつ、トイレットペーパー）の配布などを行う。
また、介護が必要な要支援者への対応を行う。

例) 金田地区大水害における生活避難所としての協定施設の役割

- ・災害対策本部の指示のもとに、地域住民の受け入れを開始。
- ・社福連会員による受け入れ施設への応援
- ・必要に応じて各施設ストック分の日用品を配布提供。
- ・ボランティアセンター設置への協働支援



公益的な取り組みアンケート調査結果

5 災害時要援護者等支援事業

事業取り組みランク		集計	取り組みの方向性
1	当法人及び施設で取り組みが可能	3	みろく園と方城療育園が福智町と「避難所の開設及び運営に関する協定」を結んでいる。また、障害6施設（金田学園、西友苑、赤池学園、方城療育園、みろく園、第2みろく園）が「災害時等における要援護者の緊急受け入れに関する協定」を町と結んでおり、その他施設においても災害危険区域にある2施設以外は何らかの協力以上が可能な為、福智町社福連として上記2協定を包含した災害時要援護者等支援協定が結べないかを検討する。
2	他法人又は他施設と連携すれば取り組みが可能	8	
3	協力程度なら可能	7	
4	取り組みは難しい	6	

事業の開始予定

平成 30 年 1 月 1 日

実施スケジュール

期 日	実 施 内 容
平成 29 年 10 月	「避難所の開設及び運営に関する協定（担当課：総務課）」と「災害時等における要援護者の緊急受け入れに関する協定（担当課：福祉課・保健課）」の内容を精査し、2協定を包含した避難協定の締結を模索する。協定書並びに協定内容の整理。
平成 29 年 12 月	福智町総務課と協議 ↓ 社福連での災害時要援護者等支援協定（案）を作成
平成 29 年 12 月 18 日	災害時要援護者等支援協定締結 → 締結の周知（住民）

事業 NO. 6

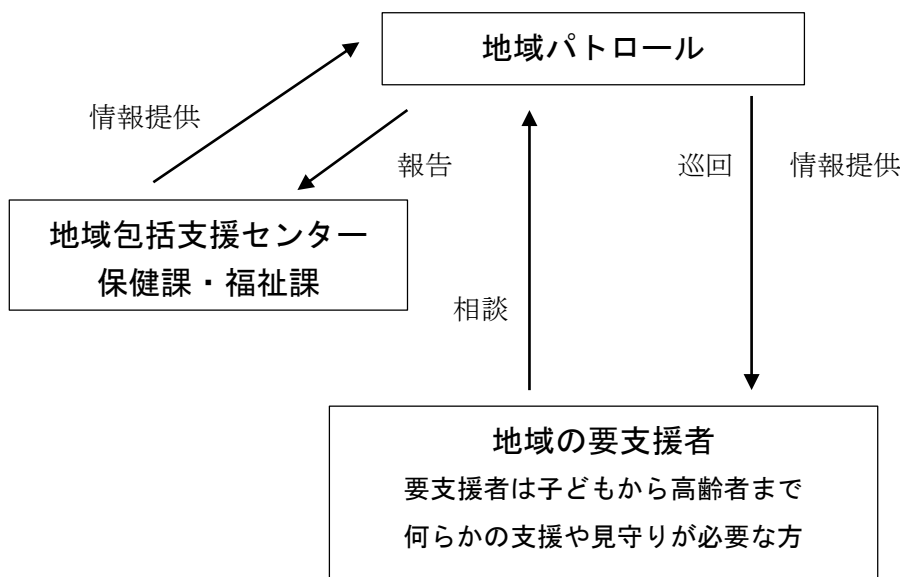
地域パトロール推進事業

目的：地域の要支援者の見守りは、地域で行うのが最も有効ですが、地域によってはほとんどが訪問対象者であり見守り活動が成り立たない地域も少なからず存在します。また、地域から孤立した方への支援もあわせて必要になります。そのためアウトリーチによる訪問活動が必要です。各施設で地域を回る業務の中で気づいたことを地域包括支援センターへ情報提供します。特にハイリスクの一人暮らしの高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに対して見守りや支援活動を行っていきます。

内容：①会員の施設職員が定期的にハイリスクの一人暮らしの高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに対して、定期的な訪問を行い安否の確認や情報提供、相談を行う。
②地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携して取り組む。
③パトロール計画を立てて、社福連会員数名を1グループとして地域の要支援者宅を巡回する。

例) 赤池中尾地区地域パトロール

- ・赤池中尾地区の訪問対象者の把握を地域包括支援センターや在宅介護支援センター、福祉課と共同で行う。
- ・巡回ルート表を作成する。
- ・巡回日と時間を決定し、定期巡回できるように担当割を行う。
- ・巡回後、巡回記録を作成し地域包括支援センターに状況を報告する。



公益的な取り組みアンケート調査結果

6 地域パトロール推進事業

事業取り組みランク		集計	取り組みの方向性
1	当法人及び施設で 取り組みが可能	2	<p>在介センター機能を持つ社協と田んぼ園は取り組みが可能だが、その他は基本的に人的に厳しい回答。ただ、シルバーケアカナダが高齢者においては対応が可能。相談支援センターとグループホームみろくは障害者が可能か。高齢者は在宅介護支援センターへ施設の持つ情報を提供する。</p> <p>今後は、障害者や生活困難者への支援が課題。当面は、気づいたことがあれば在介センターに連絡し、対応を在介センターにお任せする方向で進める。</p>
2	他法人又は他施設 と連携すれば取り 組みが可能	3	
3	協力程度なら可能	8	
4	取り組みは難しい	9	

事業の開始予定

平成 30 年 1 月（情報の提供のみ） 訪問は未定
巡回中シール添付は平成 30 年 7 月～

実施スケジュール

期 日	実 施 内 容
平成 29 年 11 月	<p>当面は、業務の一環として、気づいたことを在宅介護支援センターに情報を提供し、訪問活動をお願いする方式をとる。</p> <p>障害者や生活困難者への訪問活動が今後必要であるかを検証する。</p>
平成 30 年 7 月	<p>送迎及び地域巡回中のシールを作成し、各施設の送迎車に添付して地域の見守り支援を行う。</p>